
山口事務所発：人事労務レポート速報版 vol.160（2022年2月15日）

こんにちは。今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 雇入れ時の健康診断と定期健康診断の実施時期が近いのですが、両方とも実施する必要がありますか？
- Q2. 本社採用の新卒社員を研修目的で全員1年間、製造現場や店舗など本社以外に配置する場合、労働条件通知書にはどこまで詳しく記載すべきですか？
- Q3. 小学校休業等対応助成金・支援金制度の対象期間はいつまでですか？
- Q4. 労働保険料を滞納するとどうなりますか？
- Q5. 健康保険料は春から変更されますか？

■ 社会保険労務士法人山口事務所： <<https://www.ys-office.co.jp/>>

Q1. 雇入れ時の健康診断と定期健康診断の実施時期が近いのですが、両方とも実施する必要がありますか？

A. 雇入れ時の健康診断で項目が網羅されている場合には、その年の定期健康診断を省略できます。

各健康診断の目的について

雇入れ時の健康診断の目的は入職後の健康管理の基礎資料に資するため（昭和47年9月18日 基発第601号の1）、定期健康診断の目的は常時使用する労働者について、健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ること等のためとされています。

また、雇入れ時の健康診断は、決められたすべての検査項目の受診が必須ですが、定期健康診断は検査項目を年齢等によって一部省略できるため、雇入れ時の健康診断は原則行うべきと考えます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/library/tochigi-roudoukyoku/seido/eisei/teiki.pdf>

なお、雇入れ時の健康診断と定期健康診断は検査項目が重複することから、雇入れ時の健康診断後1年間は、定期健康診断ではその方が受けた健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができるとされています。（労働安全衛生規則第44条第3項）

そのため、もし9月に定期健康診断を行う会社において、8月入社の方が雇入れ時の健康診断を受診し、雇入れ時の健康診断で定期健康診断の必須検査項目をすべて受診している場合は、定期健康診断を受けなくて良いこととなります。

（濱）

Q2. 本社採用の新卒社員を研修目的で全員1年間、製造現場や店舗など本社以外に配置する場合、労働条件通知書にはどこまで詳しく記載すべきですか？

A. 雇入れ直後の就業場所及び従事すべき業務を明示すれば大丈夫です。

行政通達（平成 11 年 1 月 29 日 基発第 45 号）では、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないとしていますので、研修後の就業場所及び従事させる業務が明確に定まっている場合は、併せてその後の配属予定を記載することもできます。ただし、将来の就業場所や業務内容等を細かく記載すると、研修結果を反映した自由な人事配置に制約がかかることになる可能性もありますので、慎重に行ってください。

（杉田）

Q3. 小学校休業等対応助成金・支援金制度の対象期間はいつまでですか？

A. 令和 4 年 3 月 31 日まで延長されています。

小学校休業等対応助成金とは、コロナによる休校・休園などで子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法の年次有給休暇とは別に賃金が全額支給される有給の休暇を取得させた事業主を支援する制度です。この制度が、現在令和 4 年 3 月 31 日まで延長されています。

以下に要件等をまとめましたのでご確認ください。

【対象となる子どもの要件】

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
※小学校等とは…小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

2. 以下のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
- ・医療的ケアが日常的に必要な子どもまたは新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する

リスクの高い基礎疾患等を有する子ども 等

【助成金額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10分の10を支給

具体的には、対象労働者 1 人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

(1) 休暇取得期間が令和 3 年 11 月 1 日～12 月 31 日の場合

日額上限額（※）：13,500 円 申請期限：令和 4 年 2 月 28 日必着

(2) 休暇取得期間が令和 4 年 1 月 1 日～2 月 28 日の場合

日額上限額（※）：11,000 円 申請期限：令和 4 年 5 月 31 日必着

(3) 休暇取得期間が令和 4 年 3 月 1 日～3 月 31 日の場合

日額上限額（※）：9,000 円 申請期限：令和 4 年 5 月 31 日必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に

事業所のある企業については、日額上限額は 15,000 円です。

【注意点】

・この制度は労働基準法の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させることが必要なことにご留意ください。

・年次有給休暇や欠勤を事後的に特別休暇に振り替えた場合や半日単位や時間単位の休暇も対象となりますが、振り替える場合には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

・提出先は本社所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）です。

窓口での受付は行っていないため、必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパック等）で郵送します。なお、消印が申請期間内であっても、申請書類が申請先に到達した日が支給申請期間を過ぎていた場合、申請期限内に申請したとは認められませんのでご注意ください。

詳細は URL にてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000839471.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870927.pdf>

また、労働者を対象とした小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口も設置されておりますのでご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

なお、子どもの世話を行うことが必要になった保護者で、委託を受けて個人で仕事をしているフリーランスの方には「小学校休業等対応支援金」があります。

（巻下）

Q4. 労働保険料を滞納するとどうなりますか？

A. 延滞金が発生するなど、ペナルティーが科されます。

・法定納期限の翌日から納付するまでの日数に応じて保険料とは別に延滞金を納付しなければなりません。

・滞納期間中におきた業務災害・通勤災害の労災保険給付額の一部（最大 40%）を事業主が負担しなければなりません。

・雇用に関する各種助成金を受給できません。

・財産の差押え等滞納処分を受ける場合があります。

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を合わせた総称で、労働者の生活と雇用を守るための保険です。

正社員やアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている場合は労働保険の適用事業となり、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険料：業務災害・通勤災害によるケガや病気の治療費と収入保障の為に徴収する保険料で、事業主が全額負担。

雇用保険料：育児や介護などによる休業や失業時の収入保障の為に徴収する保険料で、事業主と被保険者の双方で負担。

労働保険料は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間に支払った賃金額で算出します。

申告・納付の時期は毎年6月1日から7月10の間となっており、分割納付が認められる場合を除いて原則、期間内に一括で納付しなければなりません。

★口座振替による納付の場合、納付日の期限が通常より遅くなります（第一期の納付期限は通常は7月10日ですが、口座振替納付の場合9月6日）。また、納付を忘れる心配もなく手数料もかかりません。

一括払いと分割の1回目支払いの場合は、今年2月25日までに口座がある金融機関に依頼書を提出する必要があります。

座振替について：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000149893.pdf

労働保険料の納付は、口座振替を是非ご利用ください。

(外賀)

Q5. 健康保険料は春から変更されますか？

A. 健康保険料、介護保険料とも3月分から改定されます。

全国健康保険協会（協会けんぽ）から、令和4年度の健康保険・介護保険の保険料率が公表されました。

健康保険の主な都道府県の料率は下記のとおりです。

- ・東京：9.84%→9.81%（労使各4.905%）
- ・埼玉：9.80%→9.71%（労使各4.855%）
- ・千葉：9.79%→9.76%（労使各4.88%）
- ・神奈川：9.99%→9.85%（労使各4.925%）

介護保険は一律1.8%→1.64%（労使各0.82%）へ引き下げられます。

令和4年度都道府県単位保険料率

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r4/220202/>

給与計算では、一般的な翌月控除の場合は4月支払い分から、賞与の場合は3月支払い分から変更となりますのでご注意ください。また、健康保険組合に加入されている場合は、各健康保険組合ごとに料率が異なりますのでご確認ください。

なお、雇用保険料率の変更も予定されています。

一般の事業（農林水産、建設等を除く）では現状9/1,000ですが、

- ・令和4年4月1日から9.5/1,000（被保険者負担は3/1,000のまま）
- ・令和4年10月1日から13.5/1,000（被保険者負担5/1,000）

に引き上げられる予定です。

年度の途中で料率が変わりますので、年度更新の手続では注意が必要です。

正式に決定しましたら改めてご案内します。

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所